

# 吉岐市 通学路交通安全・防犯 プログラム

～登下校時における安全確保への取組方針～



令和元年7月策定

(令和7年6月改定版)

吉岐市子供を守る地域連絡協議会

## 1. プログラム策定の目的

吉崎市では、平成26年に「吉崎市通学路交通安全プログラム」を策定し、教育委員会、各小学校、警察署、道路管理者等の関係機関で連携し、本プログラムに基づいて計画的かつ継続的に通学路の交通安全対策を実施し、通学路の整備に努めてきた。しかし、平成30年5月に新潟市で下校中の児童が殺害されるという事件を始め、全国各地では痛ましい事件が相次いで発生をしている。このことを受け、各学校等には、国が制定した「登下校防犯プラン」に基づいて、登下校時における安全確保対策を講じるようにとの通知がなされている。

今回、吉崎市通学路交通安全プログラムの取組を拡大し、防犯の面からの対策も充実するべく、「吉崎市通学路交通安全・防犯プログラム」を策定した。

今後は、このプログラムに基づいて、児童生徒等が安心して登下校できる通学路の確保のため、対策を検討・実施する。

## 2. 地域における連携の場の構築

登下校時における防犯対策の推進に当たっては、警察、教育委員会、学校、自治体の4者に加え、放課後児童クラブ（学童保育等）、地域住民、保護者等の関係者が連携することが不可欠である。

このため、「吉崎市通学路安全対策協議会」の機能を継続させた上で、「吉崎市子供を守る地域連絡協議会」（以下、連絡協議会とする）を構成し、様々な情報を定期的に交換・協議し、必要に応じて合同点検を行うなど、本プログラムに沿って、登下校時の安全確保に努める。

### （1）構成機関

#### 【吉崎警察署】

- ・生活安全課（防犯）、地域交通課（交通安全）

#### 【吉崎市教育委員会】

- ・学校教育課（各学校）、社会教育課（社会体育・PTA等）  
教育総務課（学校施設管理者）

#### 【吉崎市】

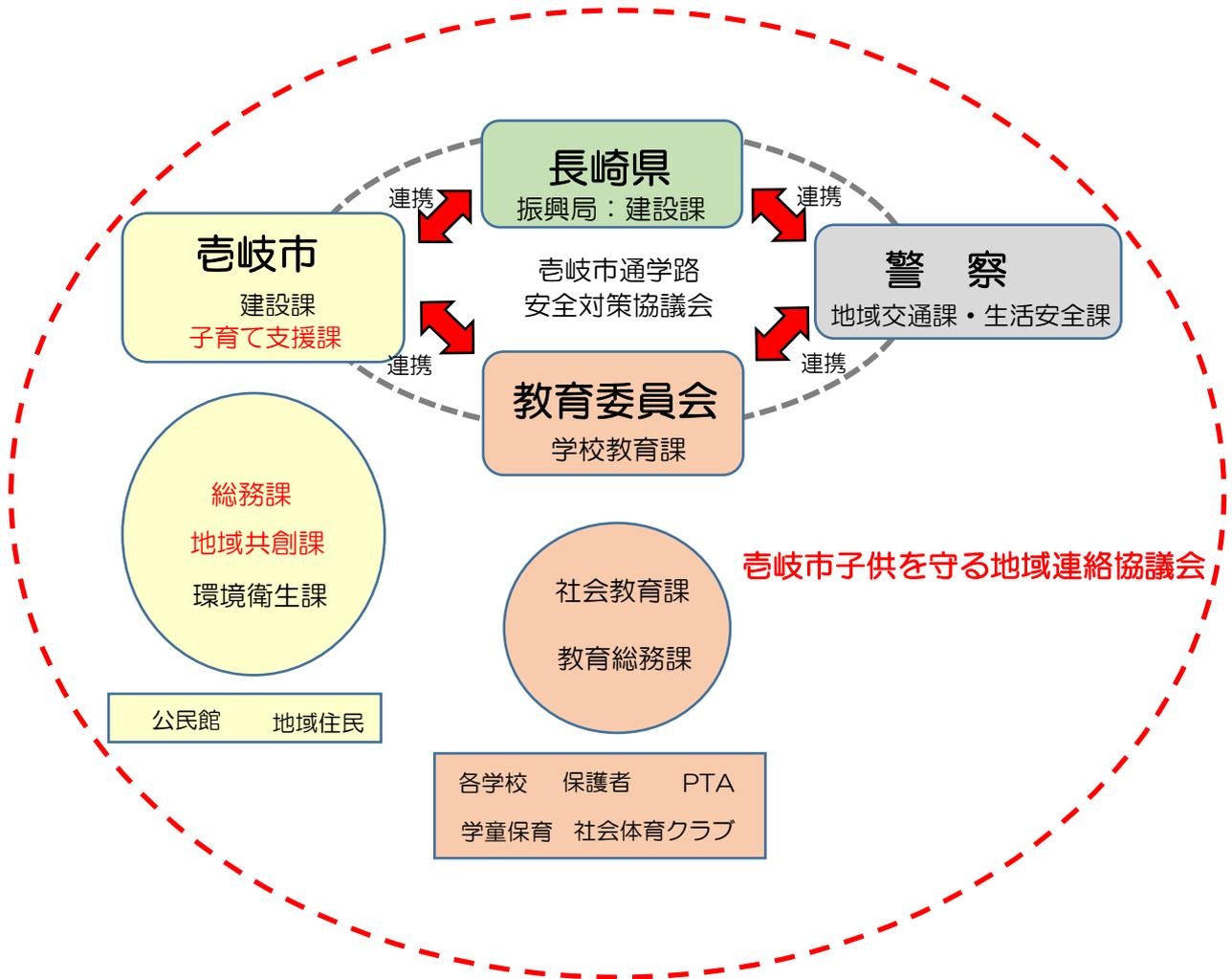
- ・総務部 **総務課**（防災、防犯）
- ・市民部 **子育て支援課**（学童保育等）
- ・地域振興部 **地域共創課**（公民館、**まちづくり協議会関係**）
- ・建設部 建設課（市道管理者）
- ・保健環境部 環境衛生課（環境整備関係）

#### 【長崎県】

- ・吉崎振興局 建設部 建設課（国県道 道路管理者）

- (2) 連絡協議会は、構成機関の各課長および実務担当者で構成し、議長は吉崎市教育委員会学校教育課長が務める。
- (3) 議長は必要に応じ、連絡協議会を招集する。
- (4) 連絡協議会事務局は、吉崎市教育委員会学校教育課に置く。

組 織 図



### 3. 通学路の安全確保のための取組方針

#### (1) 安全な通学路の設定

登下校時の児童生徒の安全を確保するためには、まず可能な限り安全な通学路を設定することが重要である。そのため、教育委員会、各学校、保護者等において、警察等からの情報提供や自らの目で通学路の状況を把握し、防犯等の観点や交通状況等を配慮し通学路の設定を行う。

#### (2) 通学路における危険箇所・要注意箇所の把握と環境の整備・改善

通学路の状況は年々変化することから、定期的な点検を実施し、それを通じて把握した危険箇所や要注意箇所等の情報は、関係者間で共有を図り、防犯上や交通安全の面から好ましくない状況が発見された場合には関係者間で協議し、具体的な改善策を検討する。また、必要に応じて、保護者会等で説明を行い、学校・保護者間でも共通認識を図る。

#### 【通学路点検から対策実施までの流れ】

- 各学校において、PTA、保護者、地元住民等からの情報等を基にして、防犯や交通安全の面から、危険箇所、要注意箇所の抽出を行う。



- 上記で抽出された箇所について、関係者間で共通認識を得るため、合同点検を実施する。点検頻度については、**1年に1回**とする。尚、通学路整備に関する内容については、「吉崎市通学路交通安全・防犯プログラム」に基づいて実施する。



- 点検等により把握した情報は、地域安全マップ、通学路安全マップの作成等を通じて、危険箇所の「見える化」を図り、関係者間でのその情報を共有する。また、そのマップの作成にあたっては、児童生徒自身も参加して作成するものとし、作成後は、地域住民、保護者等を招いての発表会の開催により、情報共有の機会を設けるものとする。



- 合同点検により、防犯上好ましくない状況が発見された場合については、具体的な改善策を協議会内で検討し、必要な対策をできる限り速やかに実施する。

(3) 不審者等に関する情報の共有

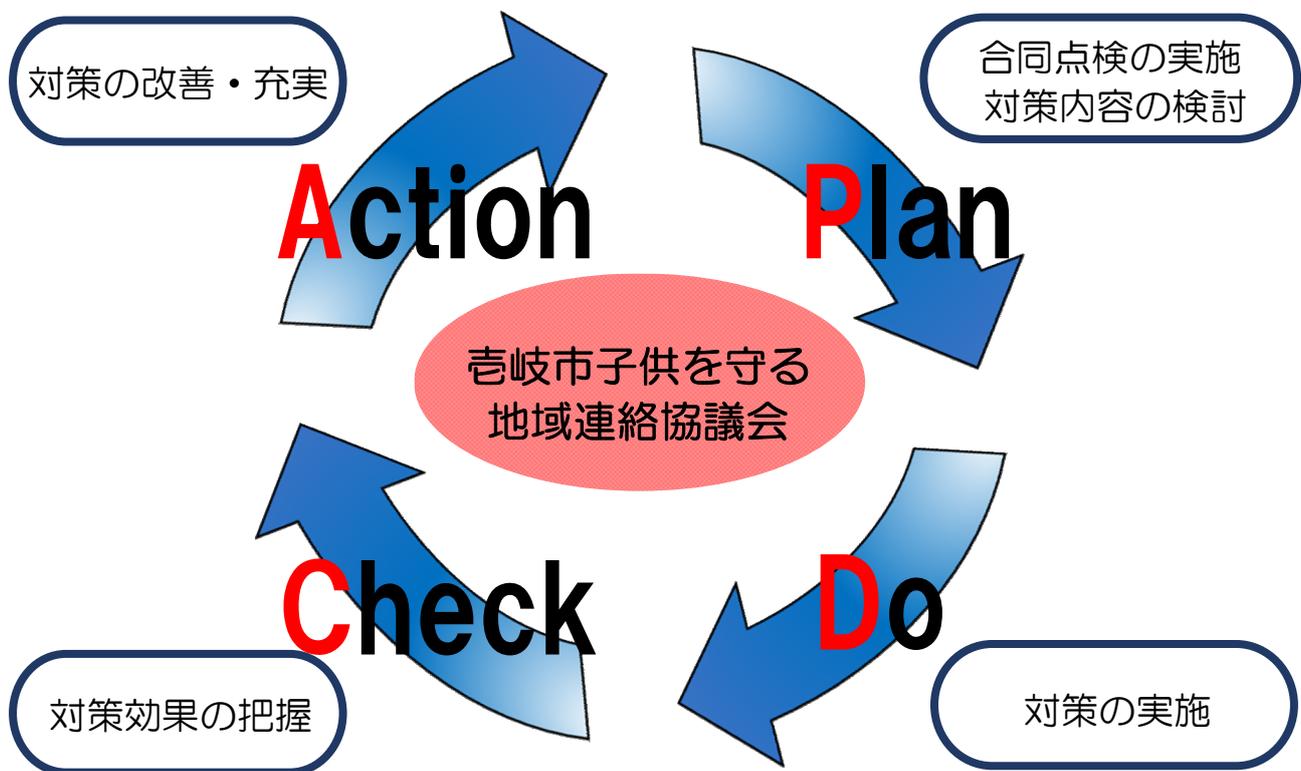
不審者に関する情報や児童生徒等への声掛け事案をはじめとする情報などについて、警察と連携をとりながら、教育委員会、学校、保護者、地域の関係団体等との間で、情報を迅速かつ確実に共有する。また、その他の関係者で共有することが望まれる情報についても協議会の中で共有を行う。各種情報についての窓口は学校教育課とし、連絡協議会内へ情報の周知を行う。特に緊急を要する場合についての連絡体制についても、整備を行い、関係者間での共通理解を図る。

(4) 登下校時における児童生徒等の見守り活動の推進

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、学校や地域の実情に応じ、安全な登下校の方策を策定するとともに、教育委員会、学校が登下校のルートや時間などに関して警察や地域と情報共有するほか、連絡協議会が、学校、保護者、事業所及びボランティアなどと連携して、登下校時間帯における児童生徒等の見守り活動を推進する。

これらの取組を継続的なものとするために、PDCAサイクルとして実践し、繰り返し見直しながら安全対策を検討・実施することで、さらなる安全度の向上を図る。

【吉崎市通学路安全確保のPDCAサイクル概要】



4. 通学路の安全対策の年間スケジュール

<p>①各小学校による通学路の設定 (4月～5月)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各小学校において、PTAや公民館長等の地域住民と情報を交換し安全な通学路の設定を行う。</li> <li>●安全な登下校方法等の検討を行う。</li> <li>●各小学校において、地域安全マップ、通学路安全マップを作成する。</li> <li>●各小学校は、設定した通学路において、現状のままでは排除が困難な危険箇所、要注意箇所を抽出し、学校教育課へ報告する。</li> <li>●学校教育課（事務局）は、報告結果を取りまとめる。</li> </ul>
-----------------------------------	--

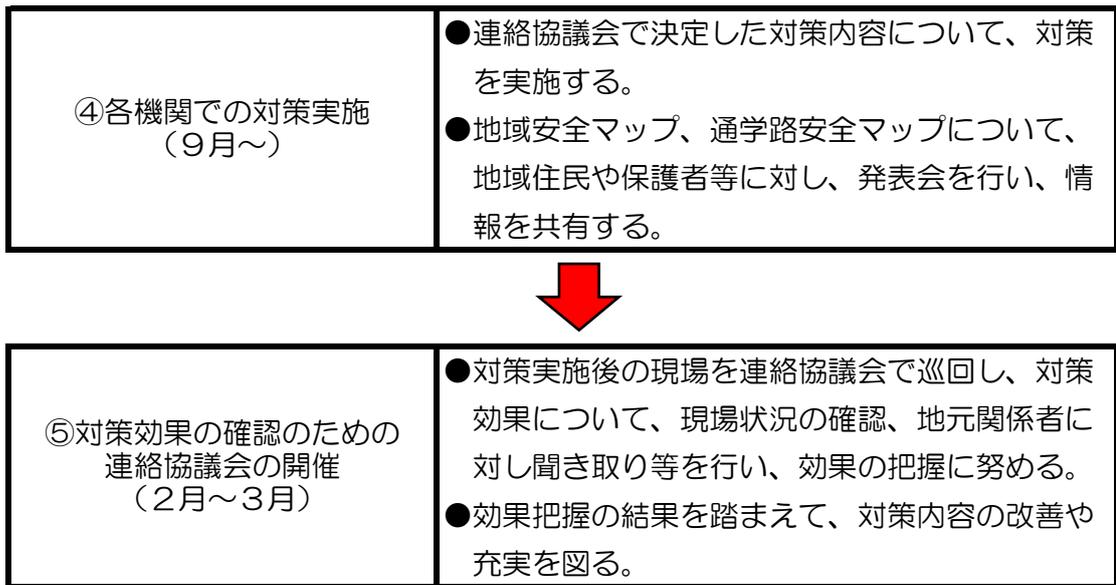


<p>②合同点検の実施 (6月～7月)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校教育課（事務局）において、構成機関の日程調整を行い、各小学校から報告があった点検結果を基に、構成機関および必要と思われる関係者により合同点検を実施する。</li> <li>●合同点検については、基本的に全体で実施するが、点検箇所が多い場合にはグループ分けを行い数回に分けて実施する。</li> </ul>
-----------------------------	--



<p>③連絡協議会の開催 (8月)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●抽出された危険箇所、要注意箇所について連絡協議会内で情報を共有する。</li> <li>●合同点検結果を基に、事業主体を確認し、対策案について検討し、実施時期、優先順位を協議する。</li> <li>●不審者の情報や、その他共通理解を図る必要がある情報について共有する。</li> <li>●協議会において決定した内容を、点検結果とともに、各小学校へ説明を行う。また、通学路整備に関する情報は、吉崎市通学路交通安全・防犯プログラムに基づき、吉崎市ホームページにて公表する。</li> </ul>
---------------------------	---





## 5. 対象とする通学路

本プログラムの対象とする通学路は、児童が登下校で使用する道路および各小学校が指定する通学路とする。(学校から0km圏内等の区切りは設けない。)

## 6. 連絡協議会構成機関の連絡先

### 【警察】

- ・長崎県吉崎警察署 生活安全課 0920-47-0110
- ・長崎県吉崎警察署 地域交通課 0920-47-0110

### 【教育委員会】

- ・吉崎市教育委員会 学校教育課 0920-45-1224
- ・吉崎市教育委員会 社会教育課 0920-45-1113
- ・吉崎市教育委員会 教育総務課 0920-45-1202

### 【市】

- ・吉崎市役所 総務部 **総務課** **0920-48-1111**
- ・吉崎市役所 市民部 **子育て支援課** 0920-48-1117
- ・吉崎市役所 **地域振興部** **地域共創課** 0920-48-1134
- ・吉崎市役所 建設部 建設課 0920-42-1112
- ・吉崎市役所 保健環境部 環境衛生課 0920-45-1112

### 【県】

- ・吉崎振興局 建設部 建設課 0920-47-1159